



令和7年度 住宅リフォーム・富士ヒノキの家 宮クーポン事業  
取扱加盟事業所・店舗登録要項 及び クーポン取扱要項

1. 『住宅リフォーム』『富士ヒノキの家』の概要について

- (1) 目的 富士宮市民が実施する住宅リフォーム工事及び富士ヒノキの家建築に際して、富士宮市内だけで利用できる金券（以下「宮クーポン」と呼ぶ）を施工依頼者である富士宮市民に交付することで、市内消費の活性化を図ります。  
※お店のPRになりますので、是非ご登録ください。
- (2) 実施団体 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (3) 交付総額 4,960万円
- (4) 交付場所 富士宮商工会議所（富士宮市豊町18-5）
- (5) 金券種類 全店共通券と中小事業者専用券の2種類（1,000円/枚）

2. 取扱加盟事業所及び店舗の募集・登録について

(1) 募集対象	<p>★富士宮市内に所在する事業所(店舗) ★商業又はサービス業を営む事業所(店舗)</p> <p>※原則、建設業、金融業、風俗業の他、公序良俗に反する事業を除きます。 ※富士宮商工会議所会員・非会員の区別はありません。</p>	
(2) 募集開始	<p>随時受付</p> <p>※令和7年5月30日までの申込で、クーポン発行時に同封する加盟店一覧に掲載します。以降は当所ホームページにて随時掲載します。</p>	
(3) 登録方法	<p>登録申込書に必要事項を記入の上、当所まで持参又はFAX</p>	
(4) 書類配布	<p>①富士宮商工会議所又は芝川商工会窓口配布 ②当所ホームページよりダウンロードサイトへリンク (富士宮市の該当ホームページよりダウンロード)</p>	
(5) 登録区分	大規模事業者	<p>本社・本店が当市外にある事業者でかつ当市内登録店舗(売場)面積が1,000㎡超の事業者</p>
	中小事業者	<p>上記以外の本社・本店が当市内にある事業者 ※コンビニエンスストア等の個人フランチャイジーは、中小事業者とみなします。</p>

【注意事項】

- 加盟事業所は、換金時の振込先口座に基づいて登録を行います。同一事業所でも店舗によって振込先口座が異なる場合は、別途加盟事業所登録を行ってください。
- 登録区分は事業所単位ではなく個別の店舗面積によって選択してください。
- 取扱を辞める場合は、利用する市民や店舗店員にご迷惑をおかけする可能性があるため、速やかに事務局までご一報をお願いします。

### 3. 取扱加盟店の掲示及び周知について

#### (1) 取扱加盟店掲示物の提供

取扱加盟店ポスターと宮クーポン見本を7月中旬(20日前後)に郵送予定です。到着後は、利用される市民の方が分かるように、各取扱店店頭での掲示をお願いします。

掲示物種類	大規模事業者	中小事業者	掲示期間
加盟店ポスター	2枚/店配布	1枚/店配布	令和8年1月31日(土)まで
宮クーポン見本	2枚/店配布	1枚/店配布	

※ 破れや汚損が発生した場合、当所までお問い合わせください。

#### (2) 取扱加盟店の周知方法

令和7年5月30日(金)までに加盟店登録済の事業所	★住宅リフォーム及び富士ヒノキの家の申請者に対して配布する『登録加盟店一覧表(紙面)』 ★当所ホームページに掲載の『登録加盟店一覧表』
令和7年6月2日(月)以降に加盟店登録の事業所	★当所ホームページに掲載の『登録加盟店一覧表』のみ

※ 印刷の都合上、6月2日(月)以降に登録の事業所は、紙面配布による『登録加盟店一覧表』には掲載されませんので、早めのご登録を検討ください。

### 4. 店頭での『宮クーポン券』の受取について

『宮クーポン券』の商品券としての有効期間(予定)
<b>令和7年8月1日(金)～令和8年1月31日(土)(6ヶ月間)</b>
<b>【注意事項】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●本クーポン券には通し番号が入っています。この部分は換金時の確認に必要な番号となります。破れて番号が確認できない券の受取や貴店保管時に破って番号がわからない状態にならないよう、ご注意ください。</li><li>●宮クーポンに「全店共通券」又は「中小事業者専用券」の記載があるので、受取の際は確認をお願いします。 ※大規模事業者は「全店共通券」のみの取扱いとなります。</li><li>●裏面店舗名押印欄は、利用済の確認となる関係上、必ず店名を明記してください。記入の無い場合は換金できません。(ゴム印可・押印不要)</li><li>●本クーポン券はお釣りが出ません。また、本クーポン券利用時でも消費税は発生します。</li><li>●本クーポン券は、両替・交換・譲渡・売買のほか、有価証券、前払式支払手段(切手・ギフト券・図書券・商品券・電子マネー等)、たばこ(たばこ事業法による)、宝くじの購入、税金、公共料金、当該工事代金の支払には利用出来ません。</li><li>●本事業の趣旨から、二次利用及び業者間の決済手段としての利用はできません。</li><li>●本券の盗難、紛失、汚損、毀損に対して、当所ではその責任を負いません。</li><li>●令和8年2月1日(日)以後の本クーポン券は、法令に基づき商品券としての価値を失効しています。万が一市民の方が提出されても、受け取らないようご注意ください。</li></ul>

## 5. 『宮クーポン券』の換金手続きについて

### (1) 換金手続きの受付場所及び受付期間

受付場所	富士宮商工会議所（富士宮市豊町 18-5）
受付期間	<b>令和7年8月1日(金)～令和8年2月27日(金)</b> <b>【受付時間】 9:00～16:30</b> ※ 土日祝日・年末年始休業及び平日 12:00～13:00 除く

### (2) 換金受付の手続き ※受付時間及び受付期間を守ってご来所ください。

**★店頭で受け取った宮クーポン券(裏面に店舗名押印・記載済のもの)**

⇒ 裏面に店舗名が明記されていない本クーポン券は、換金受付できません。

-----  
当所窓口にて、ご持参いただいた本クーポン券の裏面及び換金枚数の確認をし、備付けの『宮クーポン券換金請求書』に必要事項をご記入いただきます。

### (3) 換金受付後の振込

- 加盟店登録申込書に記載いただいた指定の口座にお振込みします。
- 原則第2・4月曜日まで受付した換金請求書に基づき、第2・4金曜日を目途に振込み予定です。(原則月2回処理) なお、お盆期間や年末年始等の長期休業時期はその限りではございません。
- お振込みに際しての事務手数料や振込手数料は発生しません。
- **換金受付期間を超過した令和8年2月28日(土)以降は、一切換金受付できません**ので、忘れずにお手続きをお願いします。

## 【問合せ先】

★住宅リフォーム 宮クーポン事業	富士宮商工会議所（事務局） 〒418-0068 富士宮市豊町 18-5 【電話】 0544-26-3101 【F A X】 0544-26-0303 【時間】 平日 9:00～16:30（12:00～13:00 除く） ※土日祝日・年末年始休業（12/29～1/3）
★富士ヒノキの家 宮クーポン事業	富士宮市・農業政策課（林業係） 〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 富士宮市役所 4 階 【電話】 0544-22-1153 【F A X】 0544-22-1206 【時間】 平日 8:30～17:15 ※土日祝日・年末年始休業（12/29～1/3）

## 【宮クーポンの取扱及び換金期間】

★利用期間 (店頭取扱期間)	令和7年8月1日(金)～令和8年1月31日(土) ※6ヶ月間
★換金受付期間	令和7年8月1日(金)～令和8年2月27日(金)